

愛媛県情報公開条例及び愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

愛媛県情報公開条例（平成10年6月25日条例第27号）の一部改正

第1条に係る部分

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第4条）</p> <p>第2章 公文書の公開（第5条 <u>第17条</u>）</p> <p>第3章 不服申立て等</p> <p>    第1節 諮問等（<u>第18条 第21条</u>）</p> <p>    第2節 <u>愛媛県情報公開・個人情報保護審査会</u>（<u>第22条 第30条</u>）</p> <p>第4章 <u>補則</u>（<u>第31条 第37条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる県の機関をいう。</p> <p>（1）～（9） 省略</p> <p><u>（10） 労働委員会</u></p> <p>（11）～（13） 省略</p> <p>2 省略</p> <p>    第2章 公文書の公開</p> <p>第5条 省略</p> <p>（公開請求の手續）</p> <p>第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（当該事項を記録した電磁的記録を含む。以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>（1）～（3） 省略</p> <p>（4） <u>その他実施機関（議会にあっては、議長。第3項、第11条から第13条まで、第15条、第16条及び第36条において同じ。）が定める事項</u></p> <p>2・3 省略</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第4条）</p> <p>第2章 公文書の公開（第5条 <u>第16条</u>）</p> <p>第3章 不服申立て等</p> <p>    第1節 諮問等（<u>第17条 第20条</u>）</p> <p>    第2節 <u>愛媛県公文書公開審査会</u>（<u>第21条 第29条</u>）</p> <p>第4章 <u>補則</u>（<u>第30条 第36条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる県の機関をいう。</p> <p>（1）～（9） 省略</p> <p><u>（10） 地方労働委員会</u></p> <p>（11）～（13） 省略</p> <p>2 省略</p> <p>    第2章 公文書の公開</p> <p>第5条 省略</p> <p>（公開請求の手續）</p> <p>第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（当該事項を記録した電磁的記録を含む。以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してなければならない。</p> <p>（1）～（3） 省略</p> <p>（4） <u>その他実施機関（議会にあっては、議長。次項、第10条から第12条まで、第14条、第15条及び第35条において同じ。）が定める事項</u></p> <p>2・3 省略</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>( 公文書の公開義務等 )<br/>第7条 省略</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないものとする。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る情報にあつては、公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。）</p> <p>(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地</p> | <p>( 公文書の公開義務等 )<br/>第7条 省略</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないものとする。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員</p> <p>をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員の氏名に係る情報にあつては、公にすることにより、当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。）</p> <p>(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体</p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p>  | <p>_____を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p>  |
| <p>ア・イ 省略</p>  | <p>ア・イ 省略</p>  |
| <p>(3)・(4) 省略</p>  | <p>(3)・(4) 省略</p>  |
| <p>(5) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> | <p>(5) 県の機関と国、他の地方公共団体その他の公共団体又はこれらに類する公共的団体(以下「国等」という。)の機関との間における協議、依頼等により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、県と国等との協力関係又は信頼関係が不当に損なわれるおそれがあるもの</p>            |
| <p>(6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>   | <p>(6) 県の機関及び国等の機関_____の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> |
| <p>(7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>   | <p>(7) 県の機関又は国等の機関_____が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>   |
| <p>ア 省略</p>  | <p>ア 省略</p>  |
| <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p>  | <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等_____の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p>  |
| <p>ウ・エ 省略</p>  | <p>ウ・エ 省略</p>  |
| <p>オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>   | <p>オ 県、国又は_____他の地方公共団体が経営する企業_____に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>   |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>第8条 省略<br/>(公益上の理由による裁量的公開)</p>  | <p>第8条 省略</p>  |
| <p>第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。</p>   | <p>第9条・第10条 省略</p>   |
| <p>第10条・第11条 省略<br/>(公開決定等の期限)</p>  | <p>第9条・第10条 省略<br/>(公開決定等の期限)</p>  |
| <p>第12条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>  | <p>第11条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>   |
| <p>2 省略</p>   | <p>2 省略</p>  |
| <p>第13条 省略<br/>(事案の移送)</p>  | <p>第12条 省略<br/>(事案の移送)</p>   |
| <p>第14条 省略<br/>2 省略</p>   | <p>第13条 省略<br/>2 省略</p>  |
| <p>3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定(以下「公開決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。(第三者の意見の聴取等)</p>                                 | <p>3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第10条第1項の決定(以下「公開決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。(第三者の意見の聴取等)</p>                        |
| <p>第15条 公開請求に係る公文書に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、その意見を聴くことができる。</p> | <p>第14条 公開請求に係る公文書に国____、他の地方公共団体____及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、その意見を聴くことができる。</p> |
| <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、その意見を聴かなければ</p>   | <p>2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2項第1号イ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公</p>   |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>ばならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2項第1号イ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。</p> <p>3 省略<br/>第16条・第17条 省略<br/>第3章 不服申立て等<br/>第1節 諮問等<br/>(不服申立てがあった場合の審査会への諮問)</p> <p>第18条 実施機関(議会を除く。次条及び第20条において同じ。)は、公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>愛媛県情報公開・個人情報保護審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 省略<br/>(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。</p> <p>第19条 省略<br/>(不服申立てに対する裁決又は決定)</p> <p>第20条 実施機関は、第18条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。<br/>(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)</p> <p>第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決</p> | <p>開決定に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、その意見を聴かななければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3 省略<br/>第15条・第16条 省略<br/>第3章 不服申立て等<br/>第1節 諮問等<br/>(不服申立てがあった場合の審査会への諮問)</p> <p>第17条 実施機関(議会を除く。次条及び第19条において同じ。)は、公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>愛媛県公文書公開審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 省略<br/>(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。</p> <p>第18条 省略<br/>(不服申立てに対する裁決又は決定)</p> <p>第19条 実施機関は、第17条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。<br/>(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)</p> <p>第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決</p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>又は決定をする場合について準用する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">第2節 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会<br/>(設置等)</p> <p>第22条 第18条の規定による諮問に応じて不服申立てについて調査審議させ、及び愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号。以下「個人情報保護条例」という。)第40条の規定による諮問に応じて不服申立てについて行う調査審議その他個人情報保護条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>2 審査会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>3～5 省略<br/>(審査会の調査権限)</p> <p>第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関(個人情報保護条例第41条に規定する諮問実施機関を含む。以下同じ。)に対し、公開決定等又は開示決定等(個人情報保護条例第22条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)、訂正決定等(個人情報保護条例第33条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。)若しくは利用停止決定等(個人情報保護条例第40条に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。)に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は開示を求めることができない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等又は開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 省略</p> | <p>又は決定をする場合について準用する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">第2節 愛媛県公文書公開審査会<br/>(設置等)</p> <p>第21条 第17条の規定による諮問に応じて不服申立てについて調査審議させるため、愛媛県公文書公開審査会</p> <p style="text-align: right;">(以下「審査会」という。)</p> <p>を置く。</p> <p>2 審査会は、委員4人以内で組織する。</p> <p>3～5 省略<br/>(審査会の調査権限)</p> <p>第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関</p> <p>に対し、公開決定等</p> <p style="text-align: right;">に係る公文書の提示を求め</p> <p>ることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等</p> <p>に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 省略</p> |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>第24条・第25条 省略<br/>（委員による調査手続）</p> <p>第26条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、<u>第23条第1項</u>の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は<u>第24条第1項本文</u>の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。<br/>（意見書等の送付）</p> <p>第27条 審査会は、<u>第23条第4項</u>又は<u>第25条</u>の規定により不服申立人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。</p> <p>第28条～第30条 省略<br/>第4章 補則<br/>（他の制度との調整）</p> <p>第31条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が<u>第16条第2項</u>に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を<u>第16条第2項</u>の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>3 省略</p> <p>第32条～第36条 省略<br/>（罰則）</p> <p>第37条 <u>第22条第5項</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は<u>50万円</u>以下の罰金に処する。</p> | <p>第23条・第24条 省略<br/>（委員による調査手続）</p> <p>第25条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、<u>第22条第1項</u>の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は<u>第23条第1項本文</u>の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。<br/>（意見書等の送付）</p> <p>第26条 審査会は、<u>第22条第4項</u>又は<u>第24条</u>の規定により不服申立人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。</p> <p>第27条～第29条 省略<br/>第4章 補則<br/>（他の制度との調整）</p> <p>第30条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が<u>第15条第2項</u>に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を<u>第15条第2項</u>の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>3 省略</p> <p>第31条～第35条 省略<br/>（罰則）</p> <p>第36条 <u>第21条第5項</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は<u>30万円</u>以下の罰金に処する。</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第6条）</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節 実施機関の義務（第7条 第14条）</p> <p>第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求（第15条 第39条）</p> <p>第3節 不服申立て（第40条 第43条）</p> <p>第4節 苦情の処理（第44条）</p> <p>第5節 他の制度との調整等（第45条）</p> <p>第3章 補則（第46条 第52条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、個人の人格尊重の理念にのっとり、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第3条～第6条 省略</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節 実施機関の義務</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第6条）</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節 実施機関の義務（第7条 第14条）</p> <p>第2節 個人情報の開示、訂正及び削除の請求（第15条 第35条）</p> <p>第3節 不服申立て（第36条 第39条）</p> <p>第4節 是正の申出等（第40条 第42条）</p> <p>第5節 他の制度との調整等（第43条）</p> <p>第3章 愛媛県個人情報保護審議会（第44条 第52条）</p> <p>第4章 補則（第53条 第56条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、個人の人格尊重の理念にのっとり、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第3条～第6条 省略</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節 実施機関の義務</p> |



| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備え、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) その他実施機関(議会にあっては、議長。第3項第3号、<u>第21条から第23条まで、第25条、第26条、第30条第1項第5号、第32条から第35条まで、第37条第1項第5号並びに第48条</u></p>                         | <p>(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備え、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) その他実施機関(議会にあっては、議長。第3項第3号、<u>第20条から第24条まで、第28条第1項第5号、第30条から第32条まで、第34条第1項第5号、第40条第2項第5号及び第3項並びに第55</u></p>                             |
| <p>__において同じ。)が定める事項</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 前2号に掲げる事務のほか、あらかじめ愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて実施機関が定める事務</p> <p>4 省略<br/>(収集の制限)</p>  | <p>__において同じ。)が定める事項</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 前2号に掲げる事務のほか、あらかじめ愛媛県個人情報保護審議会____の意見を聴いて実施機関が定める事務</p> <p>4 省略<br/>(収集の制限)</p>   |
| <p>第8条 省略</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報の本人から収集しなければならない。ただし、当該個人情報の収集が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、<u>審査会</u>の意見を聴いた上で、個人情報の本人から収集したのでは個人情報取扱事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるときその他個人情報の本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。</p> | <p>第8条 省略</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報の本人から収集しなければならない。ただし、当該個人情報の収集が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、<u>愛媛県個人情報保護審議会</u>の意見を聴いた上で、個人情報の本人から収集したのでは個人情報取扱事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるときその他個人情報の本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。</p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は審査会_____の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p>   | <p>3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は愛媛県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p>   |
| <p>第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のもに提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、審査会_____の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。</p> <p>(オンライン結合による提供の制限)</p> | <p>第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のもに提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、愛媛県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。</p> <p>(オンライン結合による提供の制限)</p> |
| <p>第10条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法令等の規定に基づくとき、又は審査会_____の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるときに限り、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のもに提供することができる。その提供の内容を変更するときも、同様とする。</p>  | <p>第10条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法令等の規定に基づくとき、又は愛媛県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるときに限り、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のもに提供することができる。その提供の内容を変更するときも、同様とする。</p>  |
| <p>第11条 省略</p> <p>(正確性及び安全性の確保)</p>  | <p>第11条 省略</p> <p>(正確性及び安全性の確保)</p>  |
| <p>第12条 省略</p> <p>2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければ_____ならない。</p>   | <p>第12条 省略</p> <p>2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>   |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>3 省略<br/>第13条 省略<br/>（委託に伴う措置等）<br/>第14条 省略</p> <p>2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければ ならない。</p> <p>3・4 省略<br/>第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求</p> <p>第15条・第16条 省略<br/>（個人情報の開示義務等）<br/>第17条 省略</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示しないものとする。</p> <p>(1) <u>開示請求者（当該開示請求者が法定代理人の場合は、本人。以下この項及び第25条第1項において同じ。）以外の者の個人情報に含まれる個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p>ア <u>法令の規定により又は慣行として当該開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</u></p> <p>イ <u>人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</u></p> <p>ウ <u>当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。</u></p> | <p>3 省略<br/>第13条 省略<br/>（委託に伴う措置等）<br/>第14条 省略</p> <p>2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3・4 省略<br/>第2節 個人情報の開示、訂正及び削除の請求</p> <p>第15条・第16条 省略<br/>（個人情報の開示義務等）<br/>第17条 省略</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示しないものとする。</p> <p>(1) <u>開示請求者（当該開示請求者が法定代理人の場合は、本人。以下この号において同じ。）以外の者の個人情報に含まれる個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれがあるもの</u></p> |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該情報を除く。)</p> <p>(2) <u>開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある個人情報</u></p> <p>(3) <u>法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる個人情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</u><br/> <u>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</u><br/> <u>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</u></p> <p>(4)・(5) 省略</p> | <p>旧</p> <p>(2) <u>個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、当該個人の評価、診断、選考、指導、相談等に支障を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p>(3) <u>法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる個人情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</u></p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>(6) <u>県の機関と国、他の地方公共団体その他の公共団体又はこれらに類する公共的団体(以下「国等」という。)の機関との間における協議、依頼等により、実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、県と国等との協力関係又は</u></p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する個人情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、<u>県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u></p> <p>ウ <u>評価、選考、指導、相談等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p>エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた個人情報であって、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるもの</p> <p>第18条 省略<br/>(裁量的開示)</p> | <p><u>信頼関係が不当に損なわれるおそれがあるもの</u></p> <p>(7) 県の機関及び国等の機関<br/>_____の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する個人情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(8) 県の機関又は国等の機関<br/>_____が行う事務又は事業に関する個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、<u>県又は国等</u><br/>_____の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ 県、国又は _____他の地方公共団体が経営する企業<br/>_____に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(9) 未成年者 _____の法定代理人による開示請求がなされた個人情報であって、開示することにより、当該未成年者 _____の利益に反すると認められるもの</p> <p>第18条 省略</p> |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。</p>   |   |
| <p>第20条～第23条 省略<br/>(開示請求に係る事案の移送)</p>   | <p>第19条～第22条 省略</p>   |
| <p>第24条 実施機関(議会にあっては、議長)は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関(議会にあっては、議長。以下この条において同じ。)において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p>   |   |
| <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。</p>  |   |
| <p>3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第21条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。<br/>(第三者の意見の聴取等)</p>  | <p>(第三者の意見の聴取等)</p>   |
| <p>第25条 開示請求に係る個人情報に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、その意見を聴くことができる。</p> <p>2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、当該第三者に関する情</p> | <p>第23条 開示請求に係る個人情報に国、他の地方公共団体及び個人情報の本人以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、その意見を聴くことができる。</p> |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 当該第三者に関する情報が第 17 条第 2 項第 1 号イ又は第 3 号ただし書の情報に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) 第 19 条の規定により開示しようとするとき。</p> <p>3 実施機関は、前 2 項の規定により意見を聴いた第三者が当該個人情報情報の開示に反対の意思を表示した場合において、開示決定をするときには、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対の意思を表示した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>第26条 省略<br/>(開示請求の特例)</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 実施機関は、第 1 項の規定により口頭による開示請求があったときは、第21条第 1 項及び第22条第 1 項の規定にかかわらず、直ちに開示するものとする。この場合において、個人情報の開示の方法は、前条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、実施機関が定めるところによるものとする。</p> <p>第28条 省略<br/>(訂正の請求)</p> <p>第29条 第26条第 1 項又は第27条第 3 項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければ</p> | <p>2 実施機関は、前項の規定により意見を聴いた第三者が当該個人情報情報の開示に反対の意思を表示した場合において、第20条第 1 項の決定(以下「開示決定」という。)をするときには、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対の意思を表示した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>第24条 省略<br/>(開示請求の特例)</p> <p>第25条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 実施機関は、第 1 項の規定により口頭による開示請求があったときは、第20条第 1 項及び第21条第 1 項の規定にかかわらず、直ちに開示するものとする。この場合において、個人情報の開示の方法は、前条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、実施機関が定めるところによるものとする。</p> <p>第26条 省略<br/>(訂正の請求)</p> <p>第27条 第24条第 1 項又は第25条第 3 項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。</p> <p>2 省略</p> |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p><u>ばならない。</u><br/> (訂正請求の手續)<br/> 第30条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。<br/> (1)・(2) 省略<br/> (3) <u>訂正請求をしようとする個人情報の開示を受けた日その他訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項</u><br/> (4)・(5) 省略<br/> 2・3 省略<br/> 第31条・第32条 省略<br/> (訂正決定等の期限)<br/> 第33条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、<u>第30条第3項において準用する第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</u><br/> 2 省略<br/> 第34条 省略<br/> (訂正請求に係る事案の移送)<br/> 第35条 <u>実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第24条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</u><br/> 2 <u>前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。</u><br/> 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第32条第1項の決</p> | <p>(訂正請求の手續)<br/> 第28条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。<br/> (1)・(2) 省略<br/> (3) 訂正請求_____に<br/> _____に係る個人情報を特定するために必要な事項<br/> (4)・(5) 省略<br/> 2・3 省略<br/> 第29条・第30条 省略<br/> (訂正決定等の期限)<br/> 第31条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、<u>第28条第3項において準用する第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</u><br/> 2 省略<br/> 第32条 省略</p> |



| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p><u>定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。</u></p>   | <p><u>（削除の請求）</u><br/> <u>第33条 第24条第1項又は第25条第3項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が第8条の規定に違反して収集されたと認める者は、実施機関に対し、その削除の請求をすることができる。</u><br/> <u>2 第15条第2項の規定は、前項の規定による削除の請求（以下「削除請求」という。）について準用する。</u><br/> <u>（削除請求の手續）</u><br/> <u>第34条 削除請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。</u><br/> <u>(1) 削除請求をする者の氏名及び住所</u><br/> <u>(2) 法定代理人が削除請求をする場合にあっては、本人の氏名及び住所</u><br/> <u>(3) 削除請求に係る個人情報を特定するために必要な事項</u><br/> <u>(4) 削除を求める内容及び理由</u><br/> <u>(5) その他実施機関が定める事項</u><br/> <u>2 第16条第2項及び第3項の規定は、削除請求について準用する。</u><br/> <u>（削除請求に対する措置等）</u><br/> <u>第35条 第29条から第32条までの規定は、削除請求があった場合について準用する。</u></p> |
| <p><u>（利用停止の請求）</u><br/> <u>第36条 第26条第1項又は第27条第3項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</u><br/> <u>(1) 第8条の規定に違反して収集されたとき又は第9条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去</u><br/> <u>(2) 第9条又は第10条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止</u></p> |   |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(3) <u>第 12 条第 3 項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の消去</u></p> <p>2 <u>第 15 条第 2 項の規定は、前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。</u></p> <p>3 <u>利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に行ななければならない。</u><br/> <u>（利用停止請求の手續）</u></p> <p>第37条 <u>利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>利用停止請求をする者の氏名及び住所</u></p> <p>(2) <u>法定代理人が利用停止請求をする場合にあっては、本人の氏名及び住所</u></p> <p>(3) <u>利用停止請求をしようとする個人情報の開示を受けた日その他利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項</u></p> <p>(4) <u>利用停止を求める内容及び理由</u></p> <p>(5) <u>その他実施機関が定める事項</u></p> <p>2 <u>第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定は、利用停止請求について準用する。</u><br/> <u>（個人情報の利用停止義務）</u></p> <p>第38条 <u>実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u><br/> <u>（利用停止請求に対する措置等）</u></p> <p>第39条 <u>第32条から第34条までの規定は、利用停止請求があった場合について準用する。</u></p> <p>第 3 節 不服申立て<br/> （不服申立てがあった場合の審査会への諮問）</p> | <p>第 3 節 不服申立て<br/> （不服申立てがあった場合の審議会への諮問）</p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p><b>第40条</b> 実施機関（議会を除く。次条及び第42条_____において同じ。）は、開示決定等、訂正決定等又は前条において準用する第32条各項の決定（以下「<u>利用停止決定等</u>」という。）について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>審査会</u> _____に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第43条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る<u>利用停止決定等</u>（<u>利用停止請求</u>に係る個人情報の全部について<u>利用停止</u>をする旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部について<u>利用停止</u>をすることとするとき。</p> <p>（諮問をした旨の通知）</p> | <p><b>第36条</b> 実施機関（議会を除く。次条、第38条並びに第41条第3項及び第4項において同じ。）は、開示決定等、訂正決定等又は前条において準用する第30条各項の決定（以下「<u>削除決定等</u>」という。）について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>愛媛県個人情報保護審議会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第39条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る<u>削除決定等</u>（<u>削除請求</u> _____に係る個人情報の全部を削除する _____旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を削除する _____こととするとき。</p> <p>（諮問をした旨の通知）</p> |
| <p><b>第41条</b> 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「<u>諮問実施機関</u>」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求をした者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>（不服申立てに対する裁決又は決定）</p>   | <p><b>第37条</b> 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「<u>諮問実施機関</u>」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>（不服申立てに対する裁決又は決定）</p>   |
| <p><b>第42条</b> 実施機関は、第40条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。</p>  | <p><b>第38条</b> 実施機関は、第36条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。</p>  |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>( 第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続 )<br/> 第43条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決<br/> 又は決定をする場合について準用する。<br/> (1)・(2) 省略<br/> 第4節 苦情の処理</p> | <p>( 第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続 )<br/> 第39条 第23条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決<br/> 又は決定をする場合について準用する。<br/> (1)・(2) 省略<br/> 第4節 是正の申出等<br/> ( 是正の申出 )<br/> 第40条 何人も、実施機関が行う自己に関する個人情報の取扱いが、<br/> この条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、当該実施<br/> 機関に対し、その取扱いの是正の申出をすることができる。<br/> 2 前項の規定による是正の申出(以下「是正の申出」という。)は、<br/> 次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければ<br/> ならない。<br/> (1) 是正の申出をする者の氏名及び住所<br/> (2) 法定代理人が是正の申出をする場合にあっては、本人の氏名及<br/> び住所<br/> (3) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項<br/> (4) 是正を求める内容及び理由<br/> (5) その他実施機関が定める事項<br/> 3 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに、必要な調査<br/> を行った上、是正の申出に対する処理を行い、当該是正の申出をし<br/> た者に対し、当該処理の内容(当該是正の申出の趣旨に沿った処理<br/> を行わない場合にあっては、その理由を含む。)を書面により通知<br/> しなければならない。<br/> 4 第15条第2項及び第16条第2項の規定は、是正の申出について準<br/> 用する。<br/> ( 是正の再申出 )<br/> 第41条 前条第3項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る<br/> 処理の内容に不服があるときは、当該通知があったことを知った日<br/> の翌日から起算して30日以内に、実施機関に対して、再度の是正の<br/> 申出をすることができる。</p> |

| 新  | 旧   |
|--|---|
|  | <p>2 第15条第2項、第16条第2項及び前条第2項の規定は、前項の規定による再度の是正の申出（以下「再申出」という。）について準用する。</p> <p>3 実施機関は、再申出があったときは、当該再申出の趣旨に沿った処理を行おうとする場合を除き、愛媛県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該再申出に対する処理を行い、再申出をした者（以下「再申出者」という。）に対し、当該処理の内容（当該再申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあっては、その理由を含む。）を書面により通知しなければならない。（苦情の処理）</p> |
| 第44条 省略  | 第42条 省略   |
| 第5節 他の制度との調整等  | 第5節 他の制度との調整等   |
| 第45条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。   | 第43条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。  |
| <p>(1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定の全部を適用しないこととされる個人情報</p> <p>(2) 省略</p>   | <p>(1) 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務大臣に届けられた統計調査によって集められた個人情報</p> <p>(2) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報</p> <p>(3) 省略</p>  |
| <p>2 前項に掲げるもののほか、第2章第2節及び第3節の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しないこととされる個人情報については、適用しない。</p> <p>3 他の法令等（愛媛県情報公開条例を除く。）の規定により、第26条第2項に規定する方法と同一の方法で自己に関する個人情報の開示を求めることができることとされている場合（開示の期間が定</p> | <p>2 他の法令等（愛媛県情報公開条例を除く。）の規定により、第24条第2項に規定する方法と同一の方法で自己に関する個人情報の開示を求めることができることとされている場合（開示の期間が定</p>  |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。</p>   | <p>められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。</p>  |
| <p>4 第29条から第39条までの規定は、他の法令等の規定により、自己に関する個人情報の訂正又は利用停止を求めることができることとされている場合には、適用しない。</p>   | <p>3 第27条から第35条までの規定は、他の法令等の規定により、自己に関する個人情報の訂正又は削除をを求めることができることとされている場合には、適用しない。</p>   |
| <p>5 他の法令等の定めるところにより実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報について当該法令等に訂正又は利用停止の手続の定めがない場合における第29条第1項又は第36条第1項の規定の適用については、当該個人情報は、開示請求に基づき開示を受けた個人情報とみなす。</p> | <p>4 他の法令等の定めるところにより実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報について当該法令等に訂正又は削除の手続の定めがない場合における第27条第1項又は第33条第1項の規定の適用については、当該個人情報は、開示請求に基づき開示を受けた個人情報とみなす。</p>  |
|  | <p style="text-align: center;">第3章 愛媛県個人情報保護審議会<br/>(設置等)</p> <p>第44条 第36条又は第41条第3項の規定による諮問に応じて行う調査審議その他この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、愛媛県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>3 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p style="text-align: center;">(審議会の調査権限)</p> <p>第45条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は削除決定等に係る個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。</p> <p>2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったとき</p> |

| 新 | 旧   |
|---|---|
|   | <p>は、これを拒んではならない。</p> <p>3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は削除決定等に係る個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立て又は再申出に係る事件に関し、不服申立人、参加人、再申出者、第36条又は第41条第3項の規定により諮問をした実施機関その他関係人に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第46条 審議会は、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>(意見書等の提出)</p> <p>第47条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(委員による調査手続)</p> <p>第48条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第45条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第46条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。</p> <p>(意見書等の送付)</p> <p>第49条 審議会は、第45条第4項又は第47条の規定により不服申立人</p> |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>第3章 補則<br/> (国又は他の地方公共団体との協力)</p> <p>第46条 知事は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対し協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。</p> <p>第47条・第48条 省略</p> <p>(罰則)</p> <p>第49条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第14条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(公文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の公文書に記録されている個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処す</p> | <p>等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。</p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第50条 第36条又は第41条第3項の規定による諮問に応じて行う審議会の調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第51条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第52条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。</p> <p>第4章 補則<br/> (国等との協力)</p> <p>第53条 知事は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国等<br/> _____の協力の要請に応ずるものとする。</p> <p>第54条・第55条 省略</p> |



| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>る。</p> <p>第50条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報<del>を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</del></p> <p>第51条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、<del>図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</del></p> <p>第52条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p> | <p>(罰則)</p> <p>第56条 第44条第5項の規定に違反して、第36条又は第41条第3項の規定による諮問に応じて行う審議会の調査審議において知り得た秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> |